

通所介護契約書（正）

デイサービスあおば

蜜柑の家

通所介護契約書

甲(利用者)

乙(事業者) 有限会社 あ お ば

(契約の目的)

- 第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅に於いてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、このサービスを提供する。
- 2 乙は、サービスの提供にあたり、甲の要介護状態区分、及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、甲に対しサービスを提供しなければならない。
- 3 甲は、乙からサービスの提供を受けたときは、乙に対し、別紙重要事項説明書の記載に従い、利用料及び自己負担分を支払わなくてはならない。

(契約期間)

- 第2条 この契約の期間は、現在の介護認定の期間終了までとするが、その後も甲より解約の申し出がない限りは自動更新するものとする。
- 2 甲の介護認定が要支援及び自立と認定された場合には、契約は更新できない。
- 3 甲から更新拒絶の意思表示された場合は、乙は、他の事業者の情報を提供する等必要な措置を講じなくてはならない。

(居宅サービス計画変更の援助)

- 第3条 乙は、甲が居宅サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡する等、必要な援助を行わなければならない。

(サービス内容の変更)

- 第4条 乙が提供する通所介護サービスのうち、甲が利用するサービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険法適用の有無については、別紙重要事項説明書の通りとする。
- 2 甲は、いつでも通所介護サービスの内容を変更するよう申出ることができる。
乙は、甲からの申出があった場合、第1条に規定する居宅介護サービス契約の目的に反する等、変更を拒む正当な理由がない限り、速やかに通所介護サービスの内容を変更しなければならない。
- 3 サービス内容を変更した場合、乙は甲に、甲が変更後に利用する通所介護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について説明し、「契約更新・変更確認書」を取り交わすこと。

(介護保険の適用を受けないサービスの説明)

- 第5条 乙は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明し、甲の同意を得なくてはならない。

(甲の解約権)

- 第6条 甲は乙に対し、いつでもこの契約の解約を申入れることができる。その場合には、7日以上予告期間をもって届出るものとし、予告期間満了日に契約は解除される。
- 2 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できる。
- (1) 乙が、正当な理由なく、本契約に定める通所介護サービスを提供せず、甲の請求にも係わらずこれを提供しようとしないうとき。
- (2) 乙が、第11条に定める守秘義務に違反したとき。

- (3) 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行う等、本契約を継続し難い重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第7条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、乙の再三の申入れにも係わらず改善の見込みがなく、この通所介護サービス利用契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除する。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲が住所を有する区市町村に連絡を取り、必要な措置を講じることとする。

(利用者負担金の滞納)

第8条 甲が、正当な理由なく乙に支払うべき利用料の自己負担分を2ヶ月分以上滞納した場合には、乙は甲に対し、10日以上を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができる。

- 2 乙は、前項の催告をした場合に、甲担当の介護支援専門員、甲が住所を有する区市町村等と連絡を取り解除後も甲の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じることとする。
- 3 乙は、前項の措置を講じた上で、甲が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもってこの契約を解除することができる。
- 4 乙は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはできない。

(契約の終了)

第9条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) 甲が死亡したとき。
- (2) 第6条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- (3) 第7条及び第8条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- (4) 甲が医療機関へ3ヶ月以上入院したとき。
- (5) 甲の要介護状態区分が、要支援及び自立と判定されたとき。
- (6) 甲が遠隔地に引越し、サービスの提供の継続できなくなったとき。

(損害賠償)

第10条 乙は、甲に対する通所介護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償を行う。但し、乙に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではない。

- 2 前項の場合、甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができる。

(秘密保持)

第11条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する通所介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなくてはならない。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意をあらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いてはならない。

(苦情処理)

- 第12条 乙は、甲又は甲の家族から甲に提供した通所介護サービスに関する相談、苦情に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対処し、サービスの向上、改善に努めなくてはならない。
- 2 乙は、甲が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いをしてはならない。

(サービス内容等の記録作成・保存)

- 第13条 乙は、甲に対してサービスを提供するごとに、その内容等を記録表に記入し、サービスの終了時に甲の確認を受けることとする。
- 2 乙は、サービスの提供記録をこの契約完結日から2年間保管することとする。
- 3 甲は、乙に対し、いつでもサービスの提供記録の閲覧・謄写を求めることができる。但し、謄写に際しては、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとする。

(契約外条項)

- 第14条 本契約に定めのない事項については、介護保険法・その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙は誠意を持って協議の上、解決に努めることとする。

(裁判管轄)

- 第15条 甲と乙は本契約に関してやむを得ず、訴訟となる場合は、甲の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることをあらかじめ合意することとする。

本契約を証するため、甲乙は署名または記名・押印の上、本契約書を2通作成し、甲乙各1通ずつ保有する。

(甲)

私は、この契約書に基づく通所介護サービスの利用を申し込みます。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名

Ⓔ

住 所

電 話

<ご家族又は代理人>

氏 名

Ⓔ

住 所

電 話

続 柄

(乙)

私は、居宅サービスの事業者として甲の申込みを受諾し、この契約書に定める通所介護サービスを誠実に、責任をもって実施いたします。

令和 年 月 日

<事業者>

所 在 地 東京都足立区辰沼2-4-17

法 人 名 有限会社あおば

代 表 者 谷口 芳江

事 業 所 デイサービスあおば 蜜柑の家

電 話 等 03-5613-8911 FAX 03-5613-8913

介護保険事業者番号 第1372105773号



通所介護サービス重要事項説明書（正）

デイサービスあおば 蜜柑の家

当デイサービスでは、ご利用者様、そのご家族様、或いは関係事業者の請求により、ご本人様又はご家族様の承認を得て介護記録の開示を行います。但し、初見のご親族等の場合には、ご関係を証明する書類を必要とする場合があります。

通所介護サービス重要事項説明書

通所介護サービス提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項は次の通りです。
ご質問又は、ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

1. 当社概要

法 人 名	有限会社あおば
所 在 地	〒121-0054 東京都足立区辰沼 2-4-17
代 表 者 名	代表取締役 谷口 芳江
電 話 番 号	03-5697-8912

2. サービス提供事業所

事 業 者 名 称	デイサービスあおば 蜜柑の家 定員24名
所 在 地	〒121-0054 東京都足立区辰沼 2-4-17
指 定 サービス 種 類	指定通所介護サービス
介護保険指定事業者番号	1372105773
管 理 者	小畑 蛍
電 話 番 号	03-5613-8911
F A X 番 号	03-5613-8913

3. 事業所の職員体制

管 理 者	常勤（1名）
生 活 相 談 員	常勤（2名） 非常勤（1名）
介 護 職 員	常勤（3名） 非常勤（1名）
看 護 職 員	常勤（0名） 非常勤（2名）
機 能 訓 練 指 導 員	常勤（0名） 非常勤（2名）
栄 養 士 職 員	常勤（1名） 本部在勤

4. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日～土曜日
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分
サ ー ビ ス 提 供 時 間	午前9時30分～午後4時40分
休 業 日	日曜日・12月31日～1月3日
通 常 事 業 実 施 地 域	足立区・葛飾区 他は相談に応ずる。
緊 急 連 絡 先	代表携帯電話 090-4242-8629

5. 利用料
＜介護保険適用分＞

通常規模型 通所介護（含処遇改善加算Ⅰ 12.7％）						
区分項目	単 位	サービス費(10割) 単位×10.9×112.7%	サービス提供 体制加算Ⅰ	1割負担金	2割負担金	3割負担
要介護1	658単位/回	8,083円/日	日 22単位 約 240円 (10割)	833円/日	1,665円/日	2,497円/日
要介護2	777単位/回	9,544円/日		979円/日	1,957円/日	2,936円/日
要介護3	900単位/回	11,055円/日		1,130円/日	2,259円/日	3,389円/日
要介護4	1,023単位/回	12,566円/日		1,281円/日	2,562円/日	3,842円/日
要介護5	1,148単位/回	14,102円/日		1,435円/日	2,869円/日	4,303円/日
入浴加算Ⅰ	40単位/回	491円/日	-	50円/日	99円/日	148円/日
入浴加算Ⅱ	55単位/回	675円/日		68円/日	135円/日	203円/日

個 別 対 応 加 算 等					
算 定 項 目	単 位	サービス費(10割) 単位×10.9×112.7%	1割負担	2割負担	3割負担
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位/日	687円/日	69円/日	138円/日	207円/日
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位/日	933円/日	94円/日	187円/日	280円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位/月	245円/月	25円/月	49円/月	74円/月
科学的介護推進体制加算	40単位/月	491円/月	50円/月	99円/月	148円/月
口腔機能向上加算Ⅰ	1回150単位	1,842円/回	185円/回	369円/回	553円/回
口腔機能向上加算Ⅱ	1回160単位	1,965円/回	197円/回	393円/回	590円/回
若年性認知症受入加算	60単位/日	737円/日	74円/日	148円/日	222円/日

＜介護保険対象外サービスの利用料＞

該当欄	項 目	単 位	単 価	備 考
1	昼 食 代	1 食(1日)	670 円	
2	お や つ 代	1 食(1日)	80 円	
3	大人の学校テキスト代	1 か月	165 円	できる限りご参加ください
4	尿 取 パ ッ ト	1 枚	50 円	ご希望があった場合にのみ 対応いたします。
5	紙 オ ム ツ	1 枚	100 円	
6	リ ハ パ ン	1 枚	100 円	
7	歯 ブ ラ シ	1 本	100 円	
8	公文学習療法	1ヶ月分の教材費	2,200 円	
9	通常の送迎地域を越えた場合	1kmにつき	100 円	八潮市などの対応
10	キャンセル料(当日キャンセルの場合の昼食食材費)		450 円	

* 施設内での創作活動の材料費、外出時のガソリン代、駐車場代、冷暖房費、タオルやおしぼりの洗濯代等の費用は一切戴くことはありません。但し、特別に費用のかかる工作や遠足などにつきましては、別途徴収させて頂くことがあります。その場合には、事前にお手紙にてその内容と内訳をお知らせし、参加のご希望の有無を確認させて頂いてから行うように致します。何卒、ご理解頂きますようお願いいたします。

6. 利用料、その他費用の請求及び支払い方法について

利用料、他費用のご請求	利用月の翌月10日までに、サービスの提供日、当該月の利用料等の内訳を記載したご利用料明細書を添付してお届けします。
利用料、他費用のお支払	① 内容をご確認の後、利用日にご本人様が現金で持参する方法。サービス提供の翌月25日までにお支払いください。 ② 上記以外のお支払い方法については、職員にお申し出下さい。

7. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密保持について	① 事業者及び事業者の使用するものは、利用者及び利用者家族のサービス提供の上で知り得た秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。 ② この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者様及び、利用者様ご家族の個人情報を用いる場合には利用者様及び、利用者様ご家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、それらの個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者様及利用者ご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止致します。

8. 苦情申立窓口

【事業者の窓口】	所在地 電話番号 受付時間 担当者	東京都足立区六木1-4-13-202 (有)あおば本部 03-5697-8912 FAX 番号 03-5697-8913 午前8時30分～午後5時30分 代表取締役 谷口 芳江
【区の窓口】 (利用者の居宅がある区の介護保険担当部署の名称)	足立区 葛飾区 受付時間	介護保険課 事業者指導係 03-3880-5111(代) 基幹地域包括支援センター 03-6807-2460 葛飾区役所 事業者指導係 03-3695-1111(代) いずれも午前8時30分～午後5時15分
【公的団体の窓口】 東京都国民健康保険 団体連合会	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	東京都千代田区飯田橋3-5-1 03-6238-0177 03-6238-0022 午前9時～午後5時

9. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。		
協 力 医 療 機 関	医 院 名	(医)宏心会 六木診療所
	所 在 地	東京都足立区六木1-4-14
	電 話 番 号	03-3629-1661
	診 療 科 目	内・外・小・皮・整・泌・胃・放

*万一、ご利用者様の身体に異変が生じた場合は、命を守るため救急車の要請を致します。そこで、あらかじめ別紙に緊急時に搬送してもらいたい病院や延命措置の希望の有無等をお伺いの上、記入して頂きます。これは、ご家族様と連絡が取れないことも十分に想定されることから、救急搬送がスムーズに行われるように当社が考案したシステムです。ご本人様及びご家族様にご署名頂いたものでないと、医療機関は要望に沿うことができません故、どうぞ、ご協力お願い致します。

<当社の各種取り組み>

【虐待防止の取り組み】

- (1) 高齢者虐待防止対策委員会の社内相談窓口を設置。
- (2) 社員の虐待防止についての研修を徹底。
- (3) 地域包括をはじめ、関係各介護事業者との連携を強化。
- (4) 社員一丸となり あらゆる虐待(身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待、ネグレクト)を「虐待をしない・させない・見逃さない」ことに取り組みます。

【抑制・拘束排除の取り組み】

- (1) フィジカルロック(物理的身体的拘束)
利用者の体を拘束し動けないように身体拘束すること
- (2) ドラッグロック(薬物による身体拘束)
薬物の過剰投与や不適切投与を行うことにより、利用者の行動を制御すること。
- (3) スピーチロック(言葉による拘束)
「ちょっと待って！」とか「ダメです！」といった強い命令口調により、利用者の精神と行動を抑制。
当社では、抑制・拘束を虐待ととらえ、全面的な抑制・拘束の排除を宣言致します。

【あらゆるハラスメントの禁止の取り組み】

- 近年、職場のハラスメントが原因となり生まれたストレスが、高齢者への虐待の引き金となる案件が増加して社会問題となっておりますことから、当社でも下記の取り組みを致しております。
- (1) 社内ハラスメント相談窓口及び社外相談窓口(顧問社会保険労務士)を設置。
 - (2) セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、モラルハラスメント、カスタマーハラスメント等、あらゆるハラスメントの禁止に取り組み、職場環境を整備しご利用者様の権利を守ります。
 - (3) 介護保険の範疇を超える過度な要求、及び不適切な言動により職員の精神状態に悪影響を及ぼすカスタマーハラスメントに対しては、会社一丸となり阻止し職員の人権を守ります。
 - (4) 上記のハラスメントから、利用者及びそのご家族また、職員を守るべく研修・研鑽を重ねていくことを宣誓致します。

【職場安全衛生管理の取り組み】

- (1) 火災などの人災を防ぎ、避難経路などを確保し利用者の安全を守ります。
- (2) 事業所内の整理整頓により、地震災害時の落下事故などを防ぐようにします。
- (3) 衛生管理や温度調整・湿度調整などにより、ご利用者様と職員の健康維持を図ります。
- (4) 消毒及び適切な換気、マスクやグローブなどにより、ウィルス感染・細菌感染を防止します。

【感染症等蔓延防止の取り組み】

- (1) 「感染症発生時における業務継続計画(BCP)」を策定、対策本部を設置。
 - (2) 流行性感冒や食中毒などの蔓延が予測される場合の事業所の一時的な閉鎖
 - (3) 保健所及び関係介護事業所との協働による代替えサービスの手配。
 - (4) ご利用者およびご家族の感染拡大の有無の確認。
- クラスタなどが発生しないように普段から対策を講じますが、蔓延を防止できるだけ速やかに事業を再開すること、停止期間のご利用者様の生活に支障をきたさない対策についての取り組みです。

【自然災害時の取り組み】

- (1) 「自然災害発生時における業務継続計画(BCP)」の策定、対策本部の設置。
- (2) 3月・9月に避難訓練の実施及び対策案の見直し
- (3) アプリを使った利用者家族との連絡手段の確立
- (4) 災害別の避難場所は下記の通り
火災・水害がなく地震による帰宅困難時・・・事業所内で避難
水害は垂直避難(救護待ち) 蜜柑の家・・・ハギワラ食品3階
檸檬の家・・・第三昭栄マンション3階
菜夢の家・・・辰沼団地高層棟

公的一時避難場所 蜜柑の家・菜夢の家・・・辰沼小学校
檸檬の家・・・・・・・・・・中川北小学校

活動及び状況により、避難場所が変更になる場合もあるが、家族には携帯アプリを使って、居場所を知らせますので、アプリ登録などのご協力をお願い致します。

当事業者は、利用者様の通所介護サービスのご提供開始にあたり、☐ 利用者様 ☐ ご家族
☐ 代理人 に対して、重要事項説明書に基づいてサービス内容及び重要事項を説明致しました。

令和 年 月 日

<指定通所介護サービス事業者>

所 在 地 東京都足立区辰沼 2-4-17

名 称 有限会社あおば
 デイサービスあおば 蜜柑の家



説 明 者 氏 名



私は、重要事項説明書に基づいて、当該事業所から重要事項の説明を受け同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

氏 名



住 所

電 話

<ご家族又は代理人>

氏 名



住 所

電 話

続 柄

